

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アイダエンジニアリング株式会社		コード	6118
提出日	2022/5/27		異動（予定）日	2022/6/27
独立役員届出書の提出理由	定期株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	五味 廣文	社外取締役	○													○	有
2	望月 駿夫	社外取締役	○										△				有
3	井口 功	社外取締役	○										△				有
4	平塚 順一郎	社外監査役	○										△			新任	有
5	近藤 総一	社外監査役	○												○	訂正・変更	有
6	片山 典之	社外監査役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	五味廣文氏は、元金融庁長官等として国の金融行政に携わったことによる豊富な経験と高度な専門知識を有しており、当社の経営上有用な助言・提言をいたしております。当社以外でも、民間金融機関における取締役会長職として、また、社外役員として複数の会社経営に関わられる等の経験も豊富であり、それらを当社の経営に反映していくいただくとともに、独立した客観的な立場から経営の監督等を行っていただけております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
2	望月駿夫氏は、当社の取引先である株式会社IHIにおいて2018年6月まで取締役に就任していました。2022年3月期における同社への売上実績及び同社からの仕入実績は、いずれも当社の連結売上高の1%未満と僅少であります。	望月駿夫氏は、株式会社IHIにおいて取締役兼執行役員財務部長、産業システム・汎用機械事業部門の取締役を務められたなど、ブレス機械も含めた産業機械ビジネスに関する豊富な経験と幅広い見識に加え、会社経営に関する見識も有しております。当社の経営上有用な助言・提言をいたしております。それらを当社の経営に反映していくいただくとともに、独立した客観的な立場から経営の監督等を行っていただけております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
3	井口功氏は、当社の取引先である三菱電機株式会社において2019年3月まで常務執行役に就任していました。2022年3月期における同社への売上実績及び同社からの仕入実績は、いずれも当社の連結売上高の1%未満と僅少であります。	井口功氏は、三菱電機株式会社において執行役員FAシステム事業本部機器事業部長、常務執行役員本部長、常務執行役員自動車機器事業本部長を務められたなど、当社が注力する自動機・FAビジネスに関する豊富な経験と幅広い見識に加え、会社経営に関する見識も有しております。当社の経営上有用な助言・提言をいたしております。それらを当社の経営に反映していくいただくとともに、独立した客観的な立場から経営の監督等を行っていただけております。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
4	平塚順一郎氏は、当社の取引先である株式会社みずほ銀行において2014年3月まで業務執行者でありました。当社グループと同行との間には金銭借入（約11億円）等の取引が存在していますが、同行は複数ある借入者のひとつであり、資金調達において代替性がない程度に依存している借入先ではありません。また、同行は当社の意思決定に対して重要な影響を与える取引関係のある取引先ではありません。	平塚順一郎氏は、大手金融機関における海外勤務や企業審査、業務監査を含めた豊富な経験と、財務に関する幅広い知識を有しております。それらを当社の監査に反映していくいただくとともに、独立した客観的な立場から取締役及び業務執行者の業務執行を監視・監督していただけます。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	近藤総一氏は、生命保険会社において、主に財務関連業務に携わるとともに、常任監査役や常勤監査等委員としての監査業務にも従事し、これらの分野で豊富な経験と幅広い見識をしております。それらを当社の監査に反映していくとともに、独立した客観的な立場から取締役及び業務執行者の業務執行を監視・監督していただけます。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。
6	該当事項はありません。	片山典之氏は、弁護士として長年にわたり国際取引、企業買収、企業法務、コーポレートガバナンス、金融法務等、ビジネス法務全般に関して豊富な経験と高度な専門知識を有しております。また、社外役員として複数の会社経営に関する経験も豊富であり、それらを当社の監査に反映していくとともに、独立した客観的な立場から取締役及び業務執行者の業務執行を監視・監督していただけます。また、同氏は東京証券取引所の独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反が生ずるおそれが無く、独立役員に適任であると判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社における「社外役員の独立性判断基準」は以下のとおりです。 原則として、現在又は過去3年以内において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。 (1)当社を主要な取引先とする者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。 (2)当社の主要な取引先、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。 (3)当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等。 (4)当社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所及び法律事務所等の社員等。 (5)当社から、多額の寄付等を受ける者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。 (6)当社の主要株主（総議決権数の10%以上の株式を保有している者）、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者。 (7)次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。 A. 上記(1)～(6)に該当する者。 B. 当社及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェックの項目

a. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

b. 上場会社の監査会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の監査会社の監査役（社外監査役の場合）

d. 上場会社の監査会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。